

参考資料

- 1 デジタル・ディバイド解消戦略
(平成20年6月 総務省)
- 2 用語集

デジタル・ディバイド解消戦略

2008年6月
総務省

我が国においては、ブロードバンドや携帯電話について世界で最も進んだサービス提供が実現しており、これらのサービスは国民生活や社会経済活動に必要不可欠なものとなっている。しかしながら、これらのサービスの利用については依然として地域間格差（デジタル・ディバイド）が存在している。

このため、デジタル・ディバイドの早期解消を図り、各地域のポテンシャルが最大限発揮されることが可能な環境を整備し、地域経済の活性化を図ることが極めて重要である。

総務省としては、本戦略に基づき、デジタル・ディバイド解消に向けた政策展開を図ることとする。

1. デジタル・ディバイド解消に向けた基本的考え方

(1) 整備目標

ブロードバンド基盤の整備目標

ブロードバンドについては、引き続き、以下の2つの指標に沿って基盤整備を進める。

- (a) 2010年度末までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
- (b) 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。

その際、以下の3点に留意する。

- 基盤整備を推進する際、遠隔医療等の公共的アプリケーションの利活用を促進し、需要を創出しながらこれに対応して整備を進める。
- ADSL、FTTH、ケーブルテレビ等のブロードバンド基盤に加え、ワイヤレスブロードバンドシステム、3.5世代携帯電話、衛星ブロードバンド等も含め、地域の実情や特性に応じた基盤整備を図る。
- 超高速ブロードバンドについては、現時点で想定されるブロードバンド需要を念頭に、当面、下り帯域の超高速化に重点を置きつつ、上記の世帯カバー率90%を実現する。このため、技術革新等を踏まえた効率的な基盤整備の観点から、光アクセス回線や無線網など、地域の実情や特性に応じた多様なアクセス回線の活用を図る。

携帯電話のエリア整備目標

携帯電話のエリア整備については、エリア外人口約30万人（07年度末推計）の解消に向け、以下の取組を進める。

- 国庫補助事業等を活用しつつ、2010年度末までに約20万人を解消する。
- 既存施策の延長では解消困難な残り約10万人の解消に資するよう、2008年度中に経済的な簡易型基地局・中継局等の新技術の開発を推進し、2009年度中にパイロット事業を実施し、実用化を図る。

実用化の状況を踏まえ、2009年度末を目途に、更なるエリア整備に向けた目標見直しを行う。

- また、携帯電話の利用可能な生活空間の拡大を図るため、高速道路や直轄国道の道路トンネル、新幹線や在来線の鉄道トンネルを中心に、トンネル長や旅客数、交通量等を踏まえて、計画的に整備を進める。

（2）整備主体と役割分担

民間主導原則の維持

ブロードバンド基盤整備や携帯電話のエリア整備は、民間主導を原則とし、国は、全国的観点から民間事業者や地方公共団体への支援、技術開発の促進等の役割を果たす。

地方公共団体に対する支援策の拡充等

今後整備が必要な地域は、相対的に採算性が低い地域が大部分を占めると考えられるなかで、民間主導による整備を引き続き進めるため、通信事業者に対する投資インセンティブの付与、公設民営による整備や民設民営であって地方公共団体が民間事業者に支援を行う場合における地方公共団体等への支援策について、一層の活用促進や拡充を図る。

（3）整備推進に関する基本的視点

デジタル・ディバイド解消に向けて、以下の5点を基本戦略として展開する。

「合わせ技」プロジェクトの組成推進

従来のインフラごとの個別整備を中心とした支援に加え、高速・超高速ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送、防災情報基盤の整備等を含む地域の多様なニーズに応えられるよう、光ファイバや携帯電話基地局の整備などを一体的に行う「合わせ技」プロジェクトの組成を推進する。

インフラ整備と公共的アプリケーション整備の一体的推進

上記の「合わせ技」のプロジェクト組成推進を図る際、公共的アプリケーションの整備と連携する形での推進を図り、地域住民にとって効果の見えやすい形での基盤整備を図る。

新技術の活用等による携帯電話のエリア整備の推進

携帯電話の不感地帯の解消に向け、条件的にエリア整備が一層困難な地域への対応を図る観点から、新技術の開発や他のICT基盤との連携などの取組を総合的に推進する。

地域特性に応じた支援策の検討

条件不利地域はその地域特性が多様であることから、各地域特性に応じた柔軟な支援策を検討する。その際、専門的知見を各地域で活用し、採用するシステムの検討や所要経費の積算、プロジェクトの進行管理等を円滑に進めるための推進体制の整備を図る。

関係機関の連携強化

上記の基盤整備に当たっては、政府の「地方再生戦略」(07年11月策定、08年1月一部改定)に基づき、政府一体となった総合的な取組として推進することを基本とし、以下のとおり、関係各機関の連携強化を図る。

- 各総合通信局等を中心とした地域ごとの推進体制において、関係者間での情報共有・連携強化を進める。
- ブロードバンド基盤整備の推進、地上放送のデジタル化推進等に関してそれぞれ設けられている推進体制間での情報共有・連携強化を図る。
- 関係府省との連携強化を図り、関係府省による情報通信基盤の整備と連携しつつ基盤整備を進める。例えば、農林水産省や国土交通省など他府省の所管する補助金等のスキームと総務省が所管する支援スキームを連携させるなどの一体的整備を行うことも検討する。

2. デジタル・ディバイド解消に向けた具体的施策

(1) ブロードバンド基盤の整備

「合わせ技」プロジェクトの推進

個別の地域の実情に応じて、単独プロジェクトはもとより、以下のような「合わせ技」プロジェクトの推進による効率的な基盤整備を図る。

a) 地域の課題に対応した一体的基盤整備の推進

ブロードバンド基盤の整備、携帯電話エリアの整備、地上デジタル放送難視聴解消及び防災情報基盤の整備等について、地域における課題に対応した基盤を一体的に整備することを推進し、当該整備に係る支援の充実を図る。

b) 有線・無線を組み合わせた基盤整備の推進

WiMAX、高出力無線LAN、光無線等の超高速通信が可能な無線技術が登場してきていることを踏まえ、各地域において、こうしたワイヤレスブロードバンド導入を促進するとともに、効率的なネットワーク整備を推進していく観点から、光ファイバ網と新しい無線技術を組み合わせたブロードバンド基盤整備を推進し、当該整備に係る支援の充実を図る。

c) ランニングコスト（運営経費）への支援

経済効率性の観点から相当のランニングコストを要する場合については、イニシャルコスト（初期費用）に対する支援策に加え、ランニングコストについても支援可能な仕組みを検討する。

衛星ブロードバンドの利用環境の整備

小離島や中山間地など基礎的条件の厳しい集落等、著しく条件が不利な地域において、以下のとおり、衛星回線を活用したブロードバンドの整備を推進する。なお、衛星ブロードバンド・サービスは、現在、主として法人を対象として提供されているが、今後、個人を対象としたサービス提供の実現・普及に向けた利用環境の整備を図る。

a) 受信形態に応じた利用環境整備の推進

「拠点一括受信型」(地域の拠点に送受信アンテナ等を設置し、拠点から各世帯まではFTTH、DSL、WiMAX等の手法によりサービスを提供)について、世帯当たりで換算した衛星回線使用料に対する支援等を図る。

また、「利用者直接受信型」(各世帯に個別に送受信アンテナ等を設置してサービスを提供)について、衛星回線使用料、送受信アンテナ等、関連機器の購入及び設置費用に対する支援等を図る。

b) 整備モデルの構築

地方自治体、通信事業者、国などの関係者が協働し、実現可能な整備モデルの構築と実証に取り組む。

c) WINDSを活用した利用実験の推進

08年2月に打ち上げた研究開発衛星・超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)を活用した利用実験を推進し、1.2Gbpsの通信速度を可能とする技術を

確立する。

(2) 超高速ブロードバンド基盤の整備

超高速ブロードバンド基盤の整備を促進するため、以下の支援策について拡充を図る。

通信事業者による加入者系光ファイバ網整備の推進

特に条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、通信事業者による整備を支援する地方公共団体の取組を支援することも含め、通信事業者による加入者系光ファイバ網整備への支援を一層拡充する。

地方公共団体による光ファイバ網整備の推進等

a) 光ファイバ網整備の推進

上記と同様に、今後特に条件不利地域における整備を推進するため、地方公共団体による光ファイバ網の整備について支援策の一層の拡充を図る。

b) 光ファイバ網の有効活用

地方公共団体が構築している光ファイバ網の有効活用を図り、公設民営などの仕組みの積極的な活用を図る。具体的には、主として以下の5点について施策展開を図る。

- 地方公共団体が自ら保有する光ファイバ網について余剰芯を有する場合、ブロードバンド・サービス提供用としての活用を行うことを促進する。
- 地域公共ネットワークを整備する場合、将来的にブロードバンド・サービスが行われることが確実な場合を含め、ブロードバンド・サービス提供用の光ファイバ網を併せて整備することを検討する等、光ファイバ網を有効活用した積極的な取組を促進する。
- 地方公共団体等の光ファイバ網を利用して事業者が事業展開を行うことを促進する観点から、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続(第2版)」(04年6月)の周知徹底を図る。
- 地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の状況を毎年調査し、当該光ファイバ網の開放状況を検証するとともに、開放可能な芯線に係る情報提供を行う等、地方公共団体が整備保有する光ファイバ網の一層の開放を図る。
- 公設民営方式の積極的な活用を推進する観点から、地方公共団体が整備した施設の整備費用及び維持管理費用の負担の在り方についても検討する。

C A T V網の超高速ブロードバンド化の推進

C A T V網の超高速ブロードバンド化を推進するため、以下の取組を進める。

- 財政・金融・税制上の所要の支援を行うとともに、地方公共団体が自ら設置する光ファイバ網の民間開放を活用しての効率的な基盤整備を推進する。
- ケーブルテレビ事業者が自らの選択に基づき円滑に超高速ブロードバンドネットワークを構築できる環境整備を推進する。
- D O C S I S 3 . 0などの新技術の活用について検討を行うとともに、F T T H及び無線システムの活用を組み合わせた効率的なネットワークの構築手法について検討する。
- ケーブルテレビの高度化・高速化の観点からロードマップの作成・支援等の取組を進める。

(3) 携帯電話の不感地帯の解消

携帯電話のエリア整備の推進

a) 補助事業の拡充

携帯電話のエリア整備を推進するため、以下の措置を講じたところであり、今後も国の支援拡充を図る。

- 採算的に一層厳しい地域のエリア整備が増加してくると考えられることを踏まえ、当該地域におけるエリア整備に資するよう、08年度から、100世帯未満地域における基地局整備に係る国庫補助率を1/2から2/3に引き上げる。
- 現在エリア外の地域は小規模世帯地域が多数を占め、大規模世帯地域ほどは整備費用を要しないと考えられる場合も多いことから、08年度から、現在の基地局整備費用に係る採択基準(3,000万円以上)を廃止する。

b) 新技術の開発等

携帯電話のエリア整備を容易化する観点から以下の取組を進める。

- 山間部に世帯が点在し、また、地形的に光ファイバー等の伝送路の確保が困難となるなど、既存の補助事業を活用したエリア整備のみでは整備困難な地域への対応に資するよう、経済的な簡易型基地局・中継局等の研究開発等を推進する。
- ブロードバンド基盤の整備等、他のI C T基盤・技術等との連携強化を図る。
- 中期的な取組として、2015年頃の実用化を目指し、現在の携帯電話と同程度の大きさの端末により、直接衛星と通信可能な地上/衛星共用携帯電話システムの研

究開発を08年度から実施する。

フェムトセル基地局の導入促進に向けた環境整備

「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」(08年4月)に基づく所要の規定整備等を行い、フェムトセル基地局に係る電気通信事業法等の運用方針について、08年秋を目途に運用ガイドラインを策定し、その円滑な導入を促進する。

ふるさとケータイ事業の推進

地域産業の振興や地域社会の再生に資する観点から、地域の医療・介護・安心安全等様々な地域のニーズにきめ細かく対応することができる「ふるさとケータイ事業」(地域を対象とするMVNO(Mobile Virtual Network Operator))の登場を促す観点から、以下の施策展開を図る。

- 機能を絞った端末(主としてデータ端末)で介護、健康づくり、高齢者・児童等の見守り、行政情報等の提供を行うふるさとケータイ事業の展開を促すため、公共アプリケーションの開発等についての支援策を検討する。
- 08年度に調査研究を実施することにより具体的な事業展開に際しての課題やその解決策を検討する。
- 上記の取組等を通じて当該事業の立上げに向けたマニュアルを関係者間で作成する等、ベストプラクティスの情報共有化を図る。
- 地方においては、無線技術等の専門家が不足していること等にかんがみ、当該事業に関心を有する地方公共団体、通信事業者、メーカー等で構成する協議会等を設立し、情報共有と課題解決に向けた検討を進めることを促進する。
- その他、「モバイルビジネス活性化プラン」(07年9月)に基づくMVNOの新規参入の促進に向けた所要の環境整備を図る。

(4) 基盤整備と利活用の一体的推進

「地域ICT利活用モデル構築事業」等の有効活用

公共的アプリケーションと基盤整備の一体的推進を図り、需要規模の小さい条件不利地域の地域住民にとって効果の見えやすい形での基盤整備を推進する観点から、「地域ICT利活用モデル構築事業」(07年度創設)及び「地域情報プラットフォーム推進事業」(08年度創設)の有効活用を図る。その際、地域で実施するICT人材研修への支援など、関連施策を合わせて実施する。

「合わせ技」のメニュー化推進

効果的な基盤整備を推進する観点から、基盤整備への支援と利活用への支援との「合わせ技」をメニュー化し、推進する。

成功事例の構築及びその普及推進

基盤整備と利活用の一体的推進に関する先進モデルを登録したデータベースの構築やマニュアル・事例集の整備、セミナー・シンポジウムの開催等を通じ、成功事例の構築及びその普及を推進する。

公共分野を中心としたモデルの構築

条件不利地域においては少子高齢化や地域の活性化が課題となっている場合が多いことを踏まえ、高齢者が安心して暮らせる地域医療の充実や一次産業の活性化等、「地方再生戦略」において特に重要とされた公共分野を中心としてモデルを構築し、集落における住民生活の維持向上等を図る。

テレワークの推進

地域の雇用創造促進という観点からブロードバンド基盤を活用したテレワークを推進する。

(5) その他の施策

地域情報化アドバイザーの活用等

条件不利地域においては、ICT分野の専門的知見を有する人材が限られていることにかんがみ、以下の施策を展開する。

- 基盤整備に係る「地域情報通信基盤整備推進交付金」及び「地域イントラネット基盤施設整備事業」、並びに利活用促進に係る「地域ICT利活用モデル構築事業」及び「地域情報プラットフォーム推進事業」の実施に併せて、地域の要請に基づき、総務省から派遣する「地域情報化アドバイザー」の積極的活用を図る。
- 登録アドバイザーを順次増員し、アドバイス可能な専門分野を拡充していくほか、登録アドバイザーが一同に会する「地域情報化アドバイザー会議」の開催等により、ベストプラクティスを伝播・共有し、派遣制度の機能充実を図る。

地域サポーター制度の検討

各総合通信局等において、管内の整備重点地域を指定し、積極的に助言するなどの体制づくりを行う観点から、「地域情報化アドバイザー」制度との連携を確立する等により、地域レベルの推進体制を強化する。具体的には、地域のプロジェクトを推進する際、上

記の「地域情報化アドバイザー」とともに、総合通信局、地域の推進体制が連携して当該プロジェクトをサポートできる仕組み（地域サポーター制度）を検討する。

3 デジタル・ディバイド解消に向けたフォローアップ体制等

(1) デジタル・ディバイド解消戦略推進本部（仮称）の開催

本解消戦略のフォローアップを行うことを目的として、新たに「デジタル・ディバイド解消戦略推進本部（仮称）」を定期的（年1～2回）に開催し、本解消戦略の関連施策の進捗状況等についてフォローアップを行う。

(2) 国による総合的支援の実施

国による総合的支援を実施するため、以下の施策を展開する。

- 各総合通信局等において、ブロードバンド整備と携帯電話エリア整備等の「合わせ技」プロジェクトを担当する部署が複数に及ぶことから、照会窓口の一本化を図るなど相談窓口の明確化を図る。
- ブロードバンド基盤整備、地上放送のデジタル化の推進等のそれぞれの推進体制間での情報共有・連携強化を図る。
- 総合通信局等单位で、特に条件の不利な地域において「合わせ技」方式による基盤整備についての事例（ベストプラクティス）公表や調査研究を一層積極的に展開し、具体的なシステム導入のステップまでの計画づくりを支援する。

(参考1)

ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する整備費用の試算等

デジタル・ディバイド解消戦略会議第一次報告(08年3月)及び「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ」(08年3月改定)を踏まえ、ブロードバンド・ゼロ地域解消に要する整備費用について、一定の前提条件のもとで試算した結果、整備費用は約910~2,180億円と見込まれる。

約2,800のブロードバンド・ゼロ地域(対象世帯数約86万世帯)について、整備詳細を計画中または整備を検討中の地域(約1,250地域、約51万世帯)については、計画に基づき、ブロードバンド基盤整備が確実に実現するよう所要の措置を図る。他方、具体的整備予定のない地域(約1,550地域、約35万世帯)については、需要を喚起しつつ、需要に応じた衛星による利用を可能とする環境整備を図る。

【ブロードバンド・ゼロ地域解消に関する整備計画】

計画・整備状況	整備対象地域数	整備対象施設	整備対象世帯数	整備費用
整備詳細を計画中	約440地域	FTTH、CATV、DSL等	約40万世帯	約733~1,620億円
		衛星	約0.1万世帯	約2~3億円
整備を検討中	約810地域	無線	約3万世帯	約30~66億円
		2008年度に整備完了が確実	約8万世帯	約127億円
小計 (整備予定地域)	約1,250地域		約51万世帯	約890~1,820億円
具体的整備予定のない地域	約1,550地域		約35万世帯	約16~357億円
合計	約2,800地域		約86万世帯	約910~2,180億円

(注1) 「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ」(08年3月改定)を基に試算。

(注2) 整備費用は、あくまで試算値。実際には必ずしも全世帯においてブロードバンドを利用することまで想定されないこと、今後、WiMAXや衛星等の新たなサービスの普及等により、これらによる整備費用も低廉になっていくことが想定されること、今後の技術革新等を踏まえ地域の実情に応じた多様な整備手法が登場することが想定されること等から、全体としての整備費用も低下していくことが考えられる。

(注3) 一定の条件の下で試算。また、整備費用すべてについて、公的支援を前提としているものではない。なお、具体的整備予定のない地域については、地域ごとに地球局を整備することを想定して試算。

(参考 2)

携帯電話のエリア整備に関する整備費用の試算等

携帯電話のサービスエリア外地域(対象居住人口約 30 万人(07 年度末推計))におけるエリア整備に要する費用を一定の前提条件のもとで試算した場合、当該費用は、基地局整備費用で約 2,700 億円~3,300 億円、伝送路整備費用は、年間約 300 億円~450 億円と見込まれる。

< 試算の前提条件 >

- ・ 居住地域におけるエリア外メッシュは約 9,000 (1 メッシュ = 1 km²)
- ・ 20 万人解消の施設整備費単価は約 5,000 万円
簡易型基地局・中継局等の整備費用は約 2,000 万円~3,000 万円と仮定。
- ・ 伝送路費用は年間約 500 万円
簡易型基地局等については年間約 250 万円~500 万円と仮定。

用 語 集

索引	用 語	用語解説
A	A D S L	Asymmetric Digital Subscriber Line の略。加入者宅の既存のメタルケーブル(電話線)にA D S L モデム等を接続することにより、電話サービスと同時に高速インターネットアクセスを可能とする技術。
C	C M S	Contents Management System の略。W e b コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。広義には、デジタルコンテンツの管理を行なうシステムの総称。
	C A T V	Community Antenna Television の略。テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にする技術。
D	D S L	Digital Subscriber Line の略。電話線を使って高速なデジタルデータ通信をする技術の総称。A D S L、V D S L が一般的。
	D S L A M	Digital Subscriber Line Access Multiplexer の略。複数の x D S L 回線を束ね、ルータなどの通信機器と接続して高速・大容量な基幹回線(バックボーン)への橋渡しを行なう集線装置。
E	e-Japan 戦略	e-Japan 戦略とは、内閣の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(I T 戦略本部)」が 2001 年 1 月にまとめた国の情報化の基本戦略のこと。(全ての国民が情報通信技術を活用できる日本型 I T 社会を実現するという構想を持ち、「市場原理に基づいて民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5 年以内に世界最先端の I T 国家となることを目指す」ことを目的に掲げている。)
	E C	Electronic Commerce の略 「電子商取引」を参照。
F	F O N	個人が構築した小規模な無線 LAN を共有することによって一大無線ネットワークを築き上げようとするプロジェクトのこと。スペインで起業した同名のベンチャー企業によって、2005 年 11 月からプロジェクトが推進されている。
	F T T H	Fiber To The Home の略。通信事業者の収容局から加入者宅まで光ファイバで結び、超高速インターネットアクセスを可能とする技術。集合住宅では光ファイバ+ V D S L という組み合わせのことも言う。
	F W A	Fixed Wireless Access の略。加入者宅までを無線により結び、使用周波数帯によって超高速又は高速インターネットアクセスを可能とする技術。
H	H F C	Hybrid Fiber Coax の略。C A T V 網のネットワーク構成方法の一つで、光ファイバと同軸のケーブルを組み合わせたもの。
I	I P	Internet Protocol の略。インターネットによるデータ通信を行うための通信規約。
	I P 電話	通信ネットワークの一部又は全部において I P (インターネットプロトコル) 技術を利用して提供する音声電話サービス。
	I P マルチキャスト	インターネット等の T C P / I P ネットワーク上において、複数の相手に一斉に同じデータの送信を行うための I P の追加仕様のこと。
	I P T V	Internet Protocol Television の略。I P を利用してデジタルテレビ放送を配信するサービスのこと、またはその放送技術の総称。
	I R U	Indefeasible Right of User の略。関係者の合意がない限り、破

		棄または終了させることができない長期安定的な設備等の使用権・契約。
	I S D N	Integrated Services Digital Network の略。電話や F A X、データ通信を統合して扱うデジタル通信網。日本では NTT が「I N S ネット」の名称でサービスを提供している。
L	L A N	Local Area Network の略。より対線や同軸ケーブル、光ファイバなどを使って、同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。
N	N G N	Next Generation Network の略。I P をベースとしたネットワーク基盤で、Q o S やセキュリティを向上させ、電話網を代替できるネットワークとして検討が進められている。N G N では、従来の電話網がもつ品質を保つとともに、高度なセキュリティも確保できるため、I P 電話やテレビ会議、ストリーミングなどさまざまなマルチメディアサービスの提供を柔軟に行えるようになる。
O	O N U	Optical Network Unit の略。光ファイバ加入者通信網において、パソコンなどの端末機器をネットワークに接続するための装置。
P	P C	Personal Computer の略。パソコン。
	P L C	Power Line Communication の略。電力線を通信回線として利用する技術。電気のコンセントに通信用のアダプタ(P L C モデム)を設置してパソコンなどをつなぐことにより、数 Mbps ~ 数百 Mbps のデータ通信が可能となる。
	P O N	Passive Optical Network の略。加入者系光ファイバ網の途中に分岐装置を挿入して、1 芯の光ファイバを複数の加入者で共有する技術。
R	R T / R T - B O X 局	Remote Terminal の略。収容局(通常は NTT の電話局)の内、回線数が少ないエリアにおいて、遠隔多重加入者線装置を収容する電話局。
S	S L T	Subscriber Line Terminal の略。F T T H の収容局側の光電変換装置で、ルータなどの通信機器と接続する。電気通信事業者の加入者線収容局に設置される。
	S O H O	Small Office Home Office の略。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで仕事場にしたもの。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。
	S S	Single Star の略。加入者系光ファイバ網で 1 芯の光ファイバを 1 加入者で占有する技術。
	S T B	Set Top Box の略。テレビに接続して様々なサービスを受けられるようにする機器の総称。C A T V サービスで使われるものが一般的。
	S N S	Social Network Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の W e b サイト。最近は新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスが増えている。
U	u-Japan 政策	「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながるユビキタスネット社会を実現するための政策。平成 16 年 12 月に総務省が策定・公表。
V	V O D	Video on Demand の略。「ビデオ・オン・デマンド」を参照。
W	W D M	Wavelength Division Multiplexing の略。「波長分割多重方式」のことで、複数の異なる波長の光信号を多重化し、1 本の光ファイバで伝送する技術。すでに敷設された光ファイバ網では、通信容量を飛躍的に増大できる。

	Web2.0	従来のインターネットによるサービスやユーザー体験を通じた新しいWebのあり方に関する総称。コンテンツやサービスの新しい提供の仕方。
Y	You Tube	ユーチューブを参照。
あ	アプリケーション	コンピュータによるサービスを実現するためのソフトウェアやコンテンツ。
い	インターネット	個々のコンピュータ通信ネットワークを相互に結び、世界的規模で電子メールやデータ通信などのサービスを行えるようにしたネットワーク。
う	ウェブ2.0	Web2.0を参照。
え	遠隔医療	映像を含む患者情報の伝送に基づいて遠隔地から診断、指示などの医療行為及び医療に関連した行為を行うこと。
か	加入者系回線	電気通信事業者の設備（電話局等）と加入者の間を結ぶ回線。
き	基盤法	電気通信基盤充実臨時措置法の略称。ブロードバンド等の情報通信インフラの整備を促進するため、本法律に基づき各般の措置を講じている。
く	クアドルプル・プレイ	音声通話とネット接続、映像配信の「トリプルプレー」に加え、携帯電話サービスも提供するサービス。
こ	告知放送	緊急災害情報や行政情報等を住民に知らせる放送。
	コンテンツ	インターネットやケーブルテレビなどの情報サービスで提供される文書・音声・映像・ゲームソフトなどの個々の情報。
さ	サーバー (Server)	コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。
	再送信同意	有線を使った放送事業者が地上波放送を再送信する際に必要な、地上波放送事業者の同意。
せ	セキュリティ	本書では、コンピュータを利用する上での安全性。コンピュータへの不正アクセスやデータの改竄(かいざん)などの問題を扱う分野。
た	ダイヤルアップ	電話回線やISDN回線などの公衆回線を通じてインターネットや社内LANに接続すること。
ち	地上デジタル放送	地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。デジタル化によって、高画質化(ハイビジョン放送)や多チャンネル化、データ放送、移動受信(携帯電話など)向け放送などの新しい放送サービスが可能になる。
	地域イントラネット	地方公共団体等が行う地域の教育、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、役所を中心とした公共施設を結ぶ地域公共ネットワーク。
	中継(系)回線	電気通信事業者の通信回線の内、電話局間や都市間等、局より上位の回線。
て	デジタル・ディバイド	パソコンやインターネットなどの情報技術(IT)を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる待遇や貧富、機会の格差。個人間の格差の他に、国家間、地域間の格差を指す場合もある。
	テレワーク (Teleworking)	通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のこと。実際の労働場所にもよるが、在宅勤務の一形態とも考えられる。
	電子取引・電子商取引 (EC)	インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行なう取引形態。
と	トリプル・プレイ	通信回線で、インターネット接続、電話(IP電話など)、映像配信の3つのサービスを一体として展開すること。

は	バックボーン回線	通信事業者間を結ぶ大容量の基幹通信回線。インターネットサービスプロバイダ内の接続拠点間を結ぶ回線や、プロバイダと他のプロバイダやIX（事業者間相互接続ポイント）を結ぶ回線。
ひ	光無線	電波より遥かに短い波長の赤外線レーザーを空間に飛ばし、距離の制限はあるものの光ファイバ並の超高速通信を可能とする技術。
	ビデオ・オン・デマンド	ユーザーの要求に応じて、映画やテレビ番組などの映像を即座に見られるサービス。
ふ	ブログ (blog)	ホームページの形式の一種で、日記風のホームページ。「ウェブログ (Web log)」を略した言葉で、「Web上に残される記録」というような意味。
	ブロードバンド	高速通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。
む	無線LAN	無線通信でデータの送受信をするLANのこと。特に、Ethernet規格の一部である「IEEE 802.11b/g」規格のことを指す場合が多い。
も	モデム	「変復調装置」の略。コンピュータから送られてくるデジタルデータを音声信号に変換して電話回線に流したり、電話回線を通じて聞こえてくる音声信号をデジタルデータに変換したりする。
ゆ	ユーチューブ (YouTube)	米国・カリフォルニアのユーチューブ社が運営する動画ポータルサイト。ユーザーが動画をアップロードし公開するサービスがあるが、著作権上の問題を引き起こすケースもある。
	ユビキタスネットワーク (ubiquitous network)	「同時にあらゆるところに存在している」という意味のラテン語を語源にした言葉で、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続され、時間や空間を超えて通信できる世界や概念のことを指す。
り	リーチDSL	Paradyne社が開発したADSLモデム。300kHz以下の周波数帯域を使用するため、従来のADSLモデムと比べて距離による信号の減衰やノイズの影響を受けにくい。

【参考文献】

- ・平成18年 情報通信に関する現状報告」
- ・「次世代ブロードバンド構想 2010」
- ・「Yahoo! コンピュータ用語辞典」
- ・「IT用語辞典バイナリ」
- ・「IT用語辞典 e-Words」
- ・「はてなダイアリー」